

「薬事衛生六法2021」正誤表

(2021年4月22日現在)

該当箇所	誤	正
<p>P.3 中段6行目 (第四条)</p>	<p>第四条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。</p>	<p>第四条 未成年者には、免許を与えない。</p>
<p>P.3 中段23行目 (第六条)</p>	<p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。</p>	<p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。</p>
<p>P.3 下段6行目 から P.4 下段7行目 まで (第八条)</p>	<p>第八条 薬剤師が、成年被後見人又は被保佐人になつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。</p> <p>2 薬剤師が、第五条各号のいづれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3 都道府県知事は、薬剤師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者(第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者として第二項の規定により免許を取り消された者)により</p>	<p>第八条 薬剤師が、第五条各号のいづれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2 都道府県知事は、薬剤師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により免許を取り消された者(第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者として第一項の規定により免許を取り消された者)にあつては、その取消の日から起算して五年を経過しない者を除く。)であつても、その者がその取消しの理由となつた事</p>

(第八条)
つづき

あつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。)であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。(後略)

5| 厚生労働大臣は、第一項、第二項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6| 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

7| (略)

8| (略)

9| 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣

項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。(後略)

4| 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5| 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6| (略)

7| (略)

8| 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。(後略)

9| (略)

10| 厚生労働大臣は、当該処分

(第八条)
つづき

に提出しなければならない。

(後略)

(略)

11|10| 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第九項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

12| 厚生労働大臣は、第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

13| (前略)

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

(後略)

14| 厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。(後略)

15| 第十三項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

の決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

11| 厚生労働大臣は、第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

12| (前略)

一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

(後略)

13| 厚生労働大臣は、第十一項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。(後略)

14| 第十二項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取

(第八条)
つづぎ

16| 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(後略)

17| 厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。(後略)

18| 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19| 第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。(後略)

16| 厚生労働大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(後略)

17| 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18| 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

該当箇所	誤	正
<p>P.4 下段11行目 から (第八条の二)</p>	<p>第八条の二 厚生労働大臣は、 前条第二項第一号若しくは第 二号に掲げる処分を受けた薬 剤師又は同条第四項の規定に より再免許を受けようとする 者に対し、薬剤師としての倫 理の保持又は薬剤師として必 要な知識及び技能に関する研 修として厚生労働省令で定め るもの（以下「再教育研修」 という。）を受けよう命ず ることができる。 (中略)</p> <p>5 前条第十二項から第十九項 まで（第十四項を除く。）の 規定は、第一項の規定による 命令をしようとする場合に ついて準用する。（後略）</p>	<p>第八条の三 厚生労働大臣は、 薬剤師について第八条第二項 の規定による処分をすべきか 否かを調査する必要があると 認めるときは、（後略）</p>
<p>P.4 下段左から 5行目 (第八条の 三第一項)</p>	<p>第八条の二 厚生労働大臣は、 前条第一項第一号若しくは第 二号に掲げる処分を受けた薬 剤師又は同条第三項の規定に より再免許を受けようとする 者に対し、薬剤師としての倫 理の保持又は薬剤師として必 要な知識及び技能に関する研 修として厚生労働省令で定め るもの（以下「再教育研修」 という。）を受けよう命ず ることができる。 (中略)</p> <p>5 前条第十一項から第十八項 まで（第十三項を除く。）の 規定は、第一項の規定による 命令をしようとする場合に ついて準用する。（後略）</p>	<p>第八条の三 厚生労働大臣は、 薬剤師について第八条第一項 の規定による処分をすべきか 否かを調査する必要があると 認めるときは、（後略）</p>

該当箇所	P.5 上段20行目 (第十条)	P.6 下段16 行目から (第二十八 条の三)
誤	<p>第十条 この章に規定するものほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修終了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。</p>	<p>第二十八条の三 第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
正	<p>第十条 この章に規定するものほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修終了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。</p>	<p>第二十八条の三 第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

<p>該当箇所</p>	<p>P.7 上段1行目 (第三十条 第一号)</p>	<p>P.23 下段左から 6行目 (第五条 第三号ホ)</p>
<p>誤</p>	<p>一 第八条第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行ったもの</p>	<p>ホ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者</p>
<p>正</p>	<p>一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行ったもの</p>	<p>ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p>